

利根沼田地域における一般廃棄物の広域処理について

■ 現状の処理

利根沼田地域における一般廃棄物については、沼田市の清掃工場、上川田最終処分場、片品村の尾瀬クリーンセンター、みなかみ町の奥利根アメニティパークなど、それぞれのごみ処理施設により処理を行っております。

■ 課題

これらの処理施設については、現在老朽化などの実情により、早急な建て替え等の対応が必要な状況であります。また、今後想定される人口減少や少子高齢化の影響から、今後の住民サービスの維持を行っていくためには、持続可能な適正処理及び経費削減の観点から、近隣市町村が連携し、行政サービスの効率化を図っていくことが喫緊の課題となっております。

■ 基本合意書および協定書の締結

このようなことから、群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の5市町村における広域処理について、検討を行ってまいりました。その結果、ある一定の方向性が見いだされたことから、このたび5市町村間において「一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書」及び「一般廃棄物処理広域化に関する協定書」の締結を行い、一般廃棄物の広域処理に向けた取り組みを本格的に推進していくこととなりました。

広域化に伴う経緯

年月	経緯	主体
平成29年3月	群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン策定	群馬県
平成30年11月	利根沼田ブロック 一般廃棄物処理広域化協議会設立準備会 発足	群馬県
令和2年7月	利根沼田ブロック 一般廃棄物処理広域化協議会 設立	構成5市町村
令和4年3月	利根沼田ブロック 一般廃棄物処理広域化協議会に関する協定書 締結 (プロジェクトチーム設置に関する協定)	構成5市町村
令和4年9月	沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書 締結 (構成5市町村で一般廃棄物の広域処理を行うことの合意)	構成5市町村
令和4年11月	沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 一般廃棄物処理広域化に関する協定書 締結 (一般廃棄物の広域処理に伴う基本的事項についての協定)	構成5市町村

一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書

沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町
一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書


令和4年 9月13日


沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町（以下「5市町村」という。）は、一般廃棄物の広域処理に関する事項について、下記のとおり合意する。


記


- 1 一般廃棄物の広域処理の枠組み
一般廃棄物の広域処理による処理区域は、5市町村とする。
- 2 広域化に向けた協議会の設置
5市町村による広域化に向けた施設整備協議会を、令和5年度に設置する。
なお、事務局は利根沼白広域市町村圏調整整備推進会内に置く。
- 3 その他
本合意書に定めのない事項及び本合意書事項に疑義が生じた場合は、5市町村で協議の上、決定するものとする。


この合意書の証として、本書5通を作成し、5市町村において署名捺印の上、各自の1通を保有するものとする。

沼田下之町888番地
沼田市
沼田市長 星野 稔 

利根郡片品村大字鎌田3967番地3
片品村
片品村長 梅澤 志 

利根郡川場村大字谷地2390番地2
川場村
川場村長 外山 京太郎 

利根郡昭和村大字赤井388番地
昭和村
昭和村長 堤 盛吉 

利根郡みなかみ町後閑318番地
みなかみ町
みなかみ町長 阿部 賢一 

一般廃棄物処理広域化に関する協定書

沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町
一般廃棄物処理広域化に関する協定書

沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町（以下「構成5市町村」という。）は、一般廃棄物処理広域化の推進に当たり、令和4年9月13日付け「沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書」に基づき、基本事項について下記のとおり協定を締結する。

記

- （事業主体）
- 第1条 一般廃棄物の処理業務を行う事業主体については、利根沼白広域市町村圏調整推進協議会（以下「組合」という。）とし、一般廃棄物処理推進室（以下「推進室」という。）を設ける。また、これに利根沼白一般廃棄物処理広域化施設整備協議会（以下「施設整備協議会」という。）事務局を置くものとする。
- （事務）
- 第2条 組合は、次に掲げる事項について事務を行う。
(1) 一般廃棄物の共同処理に関すること。
(2) 一般廃棄物広域処理施設（以下「施設」という。）設置に係る計画の策定及び調査に関すること。
(3) 施設の収容等に関すること。
- （処理対象区域）
- 第3条 調整後の処理対象区域は、構成5市町村の行政区域とする。
- （負担金の分担割合）
- 第4条 当該共同処理に係る負担金の分担割合については、組合規約第12条第1項に基づき、構成5市町村が負担するものとする。
- （職員）
- 第5条 推進室に任命する職員については、各市の間、構成5市町村等からの推薦によるものとし、当該職員の勤務条件については、別に定めるものとする。
- （施設整備に係る協議体制）
- 第6条 施設整備に当たっては、効率的かつ円滑に事業を行うため、定期的に施設整備協議会を開催し、協議するものとする。
- （一部事務組合の設置）
- 第7条 沼田市外二箇市調整推進協議会及び利根県調整推進施設協議会については、将来解散し、組合が継承することで協議を進めていくものとする。解散時期・方法については、施設整備協議会において協議するものとする。


（その他）
第8条 本協定書に定めのない事項及び協定事項について疑義が生じた場合は、施設整備協議会で協議の上、決定するものとする。


この協定書の証として、本書5通を作成し、構成5市町村において署名捺印の上、各自の1通を保有するものとする。


令和4年11月14日

沼田下之町888番地
沼田市
沼田市長 星野 稔 

利根郡片品村大字鎌田3967番地3
片品村
片品村長 梅澤 志 

利根郡川場村大字谷地2390番地2
川場村
川場村長 外山 京太郎 

利根郡昭和村大字赤井388番地
昭和村
昭和村長 堤 盛吉 

利根郡みなかみ町後閑318番地
みなかみ町
みなかみ町長 阿部 賢一 



左から梅澤村長（片品）、外山村長（川場）、星野市長（沼田）、堤村長（昭和）、阿部町長（みなかみ）

お問い合わせ先

利根沼田ブロック一般廃棄物処理広域化協議会

（利根沼田文化会館内）

電話 0278（22）3202